

# 江東区バドミントン協会規約

## 総則

### 第1条 (名称および事務所)

本会は、江東区バドミントン協会（以下「協会」と言う）と称し、事務所を江東区内に置く。

### 第2条 (目的)

協会はバドミンントンの健全なる普及発展と区民、各職域勤務者及び区内でバドミントン活動をする者のリクレーション、健康増進スポーツマンシップの涵養並びに相互の親睦を目的とする。

### 第3条 (事業)

協会は、第2条の目的達成の為、次の事業を行う。

1. 江東区、区教育委員会、区体育協会及び上部団体の行う行事に参加。
2. 区内における個人及び団体戦大会の開催。
3. 競技場及び用具の斡旋。
4. バドミントン協会の指導及び講習会の開催。
5. その他本協会の目的を達成するために必要な事項。

### 第4条 (会員)

会員は次の各項に該当する者で構成する、但し中学生以下は除く。

1. 区内に在住、在勤及び在学する者で、且つ協会に登録した者。
2. 第6条に示す登録クラブに在籍し、且つ協会に登録した者。
3. 特に協会の認めた者。

但し、一度協会に登録したものは期中のクラブ間の移動ならびに個人登録からクラブへ変更（クラブから個人登録も含む）は出来ないものとする。

### 第5条 (退会)

会員は会長に届出て退会をすることができる。また、会員が次の場合に当たる時は、会長は理事会の協議を経て会員を退会させることができる。

1. 理由無くして会費を滞納した時。
2. 協会の秩序を著しく乱した時。

### 第6条 (登録クラブ)

江東区バドミントン協会「バド協登録・大会申込・競技規則」に基づき以下の条件を満たす団体は登録クラブとして協会に登録をし、協会の主催する各種競技に参加できるものとする。

1. クラブ代表者は江東区在住者または在勤者であること。
2. クラブ練習会場が江東区内に確保されていること。
3. クラブ人員が6名以上であること。
4. クラブ会員は原則社会人であること。
5. 在住／在勤以外の在クラブ員は当該クラブ練習会に主として参加していること。

### 第7条 (理事の選出)

登録クラブは組織規模に応じて以下の人数の理事を選出し、協会に登録する。

1. 登録会員30名未満 1名
2. 登録会員30名以上 2名

### 第8条 (役員)

協会には以下の役員を置く。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 会長             | 1 名 |
| 2. 副会長            | 若干名 |
| 3. 理事長            | 1 名 |
| 4. 副理事長           | 若干名 |
| 5. 会計             | 2 名 |
| 6. 事務局            | 若干名 |
| 7. 第16条に設ける部長・副部长 | 各1名 |

#### 第9条 (役員を選出)

役員は役員会で推薦し、総会にて承認される。

#### 第10条 (役員は責務)

各役員は以下の責務を遂行する。

1. 会長は協会を代表し、協会業務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代理する。
3. 理事長は理事会を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐し理事長不在の時はこれを代理する。
5. 会計は会計業務並びに出納業務を処理する

#### 第11条 (役員は任期)

役員は任期は原則として2年とする。尚、再任は妨げない。

#### 第12条 (会議)

協会は以下の会議を設ける。

1. 総会は最高決議機関と位置付け、年度計画、予算ならびに役員選出の承認、規約の改定等を行う。
2. 理事会は協会運営上の諸問題について協議、決定する場とし、原則隔月に理事長が召集して開催する。
3. 役員会は理事長会務を執行するに当り各役員と協議する場とし、原則隔月理事長が召集する。

#### 第13条 (総会を開催)

総会は以下の通り開催する。

1. 定期総会は1年に1回、会長が召集して開催する。
2. 臨時総会は必要に応じて会長が召集して開催することができる。

#### 第14条 (総会を成立)

総会は以下の条件にて成立される。

1. 総会は全理事で構成され、構成員の1/2以上の出席をもって成立する。
2. 当該理事出席できない場合は同一クラブ登録者による代理出席を認める。

#### 第15条 (会議の議決)

会議の議決は出席者の2/3以上をもって決定する。

#### 第16条 (組織)

協会運営のため以下の各部を設ける。原則として各理事は下記のいずれかの部に所属し、諸提案をまとめる。

1. 総務部
2. 競技部
3. 指導育成部
4. 審判部

#### 第17条 (会計)

協会の経費は個人登録料、参加料、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 (会計年度)

協会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。

第19条 (会計監査)

協会は会計監査2名を選任し、本会の財務を監査する。

会計は年1回会計報告書ならびに諸伝票について会計監査の監査を受けた後、総会で報告し、承認を受ける。

第20条 (協会推薦指導員)

協会は別紙に定める細則に基づき協会推薦指導員を選定し、任務を委託する。

第21条 (改 廃)

この規約の改廃は、理事会で協議の上総会で議決する。

付則

第1条 (規約の発効)

この規約は、平成29年4月1日から発効する。

以上

昭和33年	7月24日	制定	平成 5年	3月10日	改正	平成20年	4月24日	改正
昭和42年	4月 1日	改正	平成 7年	6月24日	改正	平成23年	4月29日	改正
昭和59年	10月 1日	改正	平成 9年	6月16日	改正	平成29年	4月24日	改正
平成 2年	12月27日	改正	平成11年	4月19日	改正			
平成 3年	2月20日	改正	平成15年	5月28日	改正			